

2008年10月24日  
KKRホテル東京・松の間

# 国営関係部会第6回総会 議案書

## 次 第

開会挨拶

河田議長

報告・提案

第1号議案 2009年度活動方針案

岩崎労働条件委員長

第2号議案 2008年度会計決算報告・会計監査報告

河田事務局長

荒川会計監査委員

第3号議案 2009年度会計予算案

河田事務局長

第4号議案 2009年度役員執行体制案

宇田川企画調整委員

質 疑

報告・提案承認

閉 会

公務労協国営関係部会

## 国営関係部会2009年度活動方針

### <はじめに>

昨年9月に発足した福田政権は、歳出削減の継承・強化をはかる一方で、消費税の引き上げなどによる財政再建を目論み8月には内閣改造を行いました。しかし、福田総理は、内閣改造後の9月1日、緊急経済対策等国民生活には喫緊の課題を審議する臨時国会の開会を目前に突然辞意を表明しました。安倍総理に続く二代にわたる政権の放棄は、自公連立政権の限界を露呈するものであります。

自公連立政権は、9月24日に麻生総理を選出し、補正予算の審議等を行うこととしているものの、衆議院の解散・総選挙を間近に控え、与野党対立の構図が一段と強まっています。

一方、民主党を中心とする野党は、国民生活の安全と安心の確保、格差社会の解消、社会保障制度の改善等を掲げ、衆議院選挙での与野党逆転に向け闘いを進めています。

連合は、小泉政権、それを引き継いだ安倍政権、福田政権の格差拡大・構造改革路線の転換に向け闘いを進めてきているものの、2008春季生活闘争ではその成果を十分に上げるまでには至っていません。

特にこの総選挙において問われるべき争点として、小泉政権以降続けられている「市場万能主義」政策を続けるのか、今日の国民生活に基点をおいて、国民の不安と不信を払拭し、「貧困と格差社会」からの脱却をはかるための政策なのかでということであり、私たちが求めるものは、医療・年金・介護の社会保障制度の抜本改革であり、働き方・雇用の二極化に対するセーフティネットの確立です。そして地域再生のため、中央集権の官僚政治から地方主権、国民が主人公の政治の確立を求めています。

公務労協は、この間、格差是正と労働者の生活改善、良質な公共サービスの実現、公務員制度の抜本改革と公務における労使・労働関係の改革等、連合との連携の基に政治分野での解決も含め取組みを進めてきています。

こうしたなかで、国営関係部会は、連合及び公務労協の方針に基づき、国の政策のあり方、公務員制度改革、公務・公共サービスのあり方、結集する労働者の労働条件の改善等、また、各構成組織が抱える問題の解決に向けた労使交渉、対外的な対策等の強化を図りつつ取組みを進めてきています。

今後においても、全体の流れ、取り巻く環境の厳しさなどありますが、改めて、国営関係部会として連携を図り、取組みを進めて行くこととします。

## 2008 春季生活闘争のまとめ

### 1. 2008新賃金の取組み

国営関係部会は、本年1月29日に開催された第9回代表者会議において、2008新賃金の取組み方向として、以下のことを確認しました。

連合は2008春季生活闘争を進める基本的考え方として、「ストップ・ザ格差社会、均等待遇、公正配分への反転」等とし、実質1%以上の成果配分、月例賃金重視の賃金改善、労働者全体の生活の向上をめざすとしています。

また、公務労協は、良質な公共サービスに支えられた持続的な社会「労働を中心とした福祉型社会」の実現に向け取り組むこと、賃金水準の改善については、「公務員労働者の賃金水準を改善する」ことを確認しました。

国営関係部会は、こうした基本方針を踏まえ、「統一要求を組織し、団体交渉による自主解決」を基本に、国営関係労働者の賃金水準の改善を図ることを確認し、具体的な扱いについては、民間賃金の動向に注視しつつ、企画調整会議に委ねることとしました。なお、2008春季生活闘争は、郵政民営化後初めての闘いであることも考慮し、JP労組の闘いは3月決着を目指すこととなりました。

その後、2月26日の企画調整会議において以下の取組み方針を確認しました。

1. 郵政事業の民営化、国営企業、特定独立行政法人に関わる法律の適用もあり、各組合との連携・支援を強化し、自主交渉・自主決着に向け「統一的な闘い」を進める。

特に、賃金要求については、民間賃金要求・妥結状況、JP労組の要求も等も考慮し「1,000円以上」とする。

また、臨時・非常勤職員の改善についても要求する。

2. 闘いの展開について

JP労組は、1月31日に要求書を提出し、3月末決着に向け闘う。

林野労組は、3月5日に要求書を提出し、4月決着に向け闘う。

全印刷は、2月29日に要求書を提出し、4月決着に向け闘う。

全造幣は、3月24日に要求書を提出し、4月決着に向け闘う。

(1) そうした中で、JP労組については、民間企業のベアの状況、企業内における環境の変化等も含め精力的に交渉を進め、3月13日に「600円」のベアでの妥結を図りました。

(2) こうした状況を踏まえ、4月2日に企画調整会議を開催し、今後の取組み方向

を確認しました。

昨年的人事院勧告（0.35%・1,352円）に伴う改善は、これまでの国営関係労働者の賃金決定システムからして、当然、2008年4月1日より改善を図る。

今年度の実質賃金改善について

・民間賃金の動向、JP労組が決着を図った「600円」の獲得を目標に闘いを進める。

・その他、各組合として独自に要求している一般公務員との格差問題などについても、企業内交渉を強化する。

・臨時・非常勤職員の賃金改善についても、企業内交渉を強化する。

第三者機関を活用について

・当局回答があり、その上積みについて求める。

・平成15年における調停委員長の口答補足説明は自主決着を求めているものであり、「当局としての認識の問題」である。交渉において当局としての対応などについて求める。

各組合の取り巻く状況、法律適用の違いもあり、当面、全印刷、全造幣における闘いを先行し、林野労組については、別途対策を進めることとした。

(3) 全印刷、全造幣の闘いについて

この間自主交渉における解決に向け団体交渉を進めてきたものの、現状、その解決を図ることは難しい状況にあるため、4月25日には決裂団交を行い、「調停申請」による対応とする。

4月30日午後2時に申請。

調停を求める事項

・今年度のベアについて

・給与法との格差の解消について

調停において主張すべき課題について

・新官民比較手法に基づく調停が原則である。その場合、民間対象産業、募集手当の取り扱い。

・水準問題は、個別企業の年齢構成、業務の内容、印刷事業・造幣事業の特殊性や公務員の身分などからして、今年度については、「引き上げ幅」の比較を中心に結論が得られるように対応する。

中央労働委員会における調停作業は4月14日13時30分より「調停委員会共同会議」が開催され、以下の通り決着した。

・今年度の賃金引き上げについて、「530円」との調停案が示された。

・この調停案に対し、全印刷・全造幣及び国営関係部会は、委員長・書記長会議を開催し、今年度における民間賃金動向や国営関係部会におけるこれまでの

賃金決定の経過など、今後における課題は残るものの、今日段階における取り巻く状況などを総合的に判断し、調停案を受諾することとした。

(4) 林野労組については、有額回答を求め自主交渉を展開したものの、財政当局の強い関与もあり、ＪＰ労組、全印刷及び全造幣と同様の解決を図ることが出来ず、8月1日に現行協約により妥結を図った。

(5) 国営関係部会の2008春季生活闘争における闘いについて

昨年10月の郵政民営化を受け、「統一的な闘い」を進めることとし、3月13日にＪＰ労組がベア「600円」の引き上げで自主決着を図ったところである。

そうした中で、国営関係部会企画調整会議は、林野労組、全印刷、全造幣として、ＪＰ労組の決着や民間賃金動向を踏まえた2008新賃金の引き上げに向けた闘いを進めてきたところである。

今次、全印刷、全造幣における闘いは、国営関係部会の確認に基づき、自主交渉における決着を求めてきたものの解決が図れず、中央労働委員会に調停申請を行い、その決着に向けた闘いを進めてきた。

中労委における調停作業は、これまで同様民間賃金水準や引き上げ幅の比較などが行われ、今調停案の提示となった。

この内容は、民間における今次春季生活闘争の状況を反映しているものの、両組織における組合員の生活改善を求める強い要求からすれば、今後ともその改善を求めていく必要がある。

こうした、国営関係部会の2008春季生活闘争の闘いは、2002年、2003年のマイナス裁定、その後における経営形態の変更など厳しい状況が続く中で、先行して闘ったＪＰ労組の成果を生かし、全印刷、全造幣においても、実質7年ぶりにベアを獲得したことは、「統一的闘い」の成果であり、今後とも、こうした闘いの教訓を生かしながら闘いを進めていくこととする。

## 2. 各組合の自主交渉

国営関係4組合の2008春季生活闘争は、各組合との連携・支援を強化し、自主交渉・自主決着に向け「統一的な闘い」を進めることとし、要求額については、「民間の賃金要求やＪＰ労組の要求」、「2007人事院勧告0.35%、1,352円」、「物価上昇0.3%」など客観的な状況を考慮し、「1,000円以上」とする具体的な賃金要求の考え方について確認し、自主交渉・自主決着による解決をめざし闘いを進めてきました。

### ＝構成組織からの報告＝

#### ＪＰ労組

3月14日決着、6月10日配分交渉を整理

2008春季生活闘争は、1月31日、グループ各社（日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険）に要求書を提出し、2大郵政労組の組織統合後、かつ民間企業となって初の新賃金交渉となりました。

具体的要求として、賃金水準等の改善では、基準内賃金を一人平均1,500円の引き上げ、一時金については、年間支給月数を4.5月に引き上げ、通勤手当の改善、を求めたほか、短時間・月給制社員等、非正規労働者の処遇改善を、さらには、ワークライフバランスの実現にむけて、時間外割増率の引き上げ、特別休暇の拡大等々、求めたところです。

各社とも厳しい経営環境の中にありましたが、精力的な交渉を展開した結果、3月13日にグループ各社と合意に至り、妥結整理することができました。グループ全体として、一人平均600円(月給制社員400円)、7年ぶりのベースアップを獲得したほか、一時金については、夏期2.15月プラス15,000円、年末2.25月分+ で妥結したところです。また、配偶者の出産休暇の時間単位での取得、有給での裁判員制度休暇の新設、期間雇用社員の労災前の基礎給付日額の8割保障についても実施することとさせたところです。

その後、配分交渉に移行し、6月10日に整理を図りました。J P 労組が要求してきた「人材確保の観点から初任給を中心とした若年層の賃金改善」及び「民営・分社化の労苦に応えるために広範な組合員への配分」に基づき、初任給及び若年層を中心に2,000円の引き上げを行ったのち、200円までの賃金改善を行いました。

これにより、概ね2割程度が2,000円の改善、また、2,000円の賃金改善を含め概ね9割弱の組合員が200円までの賃金改善が図ることができました。

## 全印刷

全印刷は、2月29日の団体交渉において国営関係部会としての統一要求である1,000円と、07人勧による月例給引上げ改定相当分0.35%及び一般公務員と比較して低位にある印刷局のラスパイレス指数の改善を踏まえた「2008新賃金要求」を提出し、印刷当局と交渉を強めてきました。

そして、07人勧による月例給与引き上げ改定相当分については、3月19日に開催した団体交渉において一般公務員同様(0.35%)実施することで妥結しましたが、国営関係部会の統一要求とラスパイレス指数改善分については交渉を重ねても回答が得られないことから、国営関係部会で意志統一を行い4月30日に調停申請し、5月14日に調停委員会から示された「独立行政法人国立印刷局職員の基準内賃金を平成20年4月1日現在の額から1人当たり530円の原資をもって引き上げること」の調停案をもって5月15日に印刷局労使双方で受諾し妥結しました。

## 全造幣

1. 全造幣は、2008新賃金問題について、昨年の積み残し分を含めた「2008年4月1日以降の賃金引き上げに関する要求」を3月24日に当局に提出し、自主交渉・自主決着をめざして交渉を進めてきました。この要求の中の昨年の人事院勧告の積み残し分0.35%については、4月14日の交渉で実施することで合意し、以降については、今年の民間賃上げ動向の正確な反映を中心とした交渉となりました。しかし、当局は「依然として民間賃金全体の動向等を把握できる状況ではないので、賃上げの可能性は否定しないが現段階においては具体的に回答できる状況にない」との考え方に終始したため、組合としては、組合員の生活実態や消費者物価の上昇などを考慮すれば、早期決着が重要であると判断し、自主交渉を打ち切り、4月30日に中央労働委員会へ調停申請しました。
2. 中央労働委員会での調停作業は、5月9日の労使への調停事情聴取が皮切りとなり、労使への事情聴取を経て、5月14日に調停作業のヤマ場を迎えました。個別折衝が繰り返される中、夕刻になって調停作業が煮詰まり、調停委員長が「1人当たり530円引き上げる」との調停案を示しました。この調停案に対して組合は、中央闘争委員会の確認に基づき、その場で「受諾する」との意思表示を行うとともに、翌15日に正式に文書で「受諾書」を中央労働委員会へ提出しました。また、当局も同様に15日に文書で「受諾書」を中央労働委員会に提出したため、新賃金の歴史上初めての調停決着が確定しました。
3. 2008新賃金の配分については、6月20日に当局に要求書を提出し、交渉を繰り返してきた結果、9月9日に大綱合意しました。

#### 主な配分結果

##### 俸給の引き上げ

- ・初任給を一般公務員並みに引き上げ
- ・全ての職種・級・号俸に定額600円積み上げ

##### 扶養手当の改善

- ・子供に係る手当を500円引き上げ
- ・子供の特定期間割増を200円引き上げ

##### 地域手当の引き上げ

- ・0.1%引き上げ

#### 林野労組

林野労組は、2007人事院勧告に係る0.35%の取扱いについては、初任給を中心とした若年層の俸給引き上げ、扶養手当の引き上げ（子・孫500円引き上げ、配偶者600円引き上げ）、一部の地域手当の支給率を0.5%改定することとし、4月1日から適用させることで年度内決着を図ることを確認し、3月19日に整理を図りました。

その上で2008年新賃金については、3月5日、「国有林労働者の生活実態を直視し、賃金改善を図ること。」「具体的には、2008年4月1日の基準内賃金について一人平均1,000円引き上げること。」とした要求書を提出し、有額回答を求め交渉を進めてきましたが、財政当局の関与がある中で有額回答までには至らず、8月1日林野庁より「当面現行協約に基づき対処していく」との回答が示され妥結しました。

- 1．平成20年度の国有林野事業職員の賃金については、当面、現行協約に基づき対処していくこととする。
- 2．国有林野事業職員の賃金等については、今後とも、給与法適用職員や民間事業の従業員の給与等を考慮して定めなければならないとの給与特例法の趣旨を踏まえ、特労法に基づき労使間で適切に協議していくこととしたい。

### 3．総合的労働条件改善要求の取組み

2008春季生活闘争・総合的労働条件改善の統一要求は、各組合の独自要求も含め、3月末までに要求書を提出し、自主交渉を強化しました。

要求に対する各当局の回答は、これまでの各企業における労使交渉経過や予算上の関係などから、春の時点で明確な回答を引き出すまでには至らず、継続扱いとせざるを得ませんでした。

特に、重点課題として取組みを進めてきた時間外割増率の改善については、労働基準法等との関連において対立が続いています。また、原油の高騰等に伴う通勤手当の改善については、給与法などとの関係において改善が図れず継続となっています。

なお、今後の総合的労働条件改善要求については、国営関係部会として統一的に取組みを進めてきた経過も考慮し、引き続き対策を進めていくこととします。

### 4．2008人事院勧告について

人事院は、8月11日、月例給・一時金の改定据え置き、本府省業務調整手当を新設等の給与勧告、所定勤務時間を1日当たり7時間45分とすることなどの勤務時間勧告を行いました。

公務員連絡会は、人事院勧告に対し、民間実勢の反映とはいえ、月例給与の改定を見送ること、交通用具使用者の通勤手当の引上げを見送ることについては、ガソリンの値上げ、諸物価高騰の下で組合員が生活改善への強い期待からすれば不満、勤務時間については、政府は直ちに勧告通り実施する閣議決定を行い、勤務時間法の改正法案を臨時国会に提出すべき等の声明を発し、今後は、引続き厳しい情勢が継続しているが、雇用確保と総人件費削減政策に対する取組み 勤務時間見直しの実現 地方財政危機下にある地方公務員給与の確定の3つを大きな柱として、取組みを推進するとし、秋季確定闘争を進めています。



## 5 . 一時金について

2007年度の一時金については、2007人事院勧告において、0.05月増の勧告が出されたこと、月例給についても0.35%の引き上げとなったことから、年末段階でその対応について交渉を進めてきました。

年間一時金の各組合の内訳については、下表の通り、郵政は前年度比+6,000円の年間4.40月+15,000円、林野は、前年度比0.05月増の年間4.50月で、人勤の月例給0.35%については、0.06月の原資を持って特例一時金として配分、印刷は前年度比0.05月増の年間4.50月+人勤月例給見合いの0.055月、造幣は前年度比0.05月増の年間4.50月+人勤月例給見合いの0.055月となっています。

2008年度の夏期一時金については、J P 労組が、年間一括で4.40月+15,000円+（夏2.15月+15,000円）で妥結、林野労組は2.125月を要求し、2.125月で妥結、全印刷は年間要求を6.00月とし、そのうち夏期は、2.25月で妥結、全造幣は年間要求を5.00月とし、そのうち夏期は、2.25月で妥結しました。

### 1 2007年度一時金年間計

	一時金年間計	内 訳
郵政	4.40月+15,000円	夏期2.15月+15,000円 年末2.25月
林野	4.50月	夏期2.075月 年末2.075月 年度末0.35月
印刷	4.50月	夏期2.125月 年末2.375月
造幣	4.50月	夏期2.125月 年末2.375月

### 2 2008年度夏期一時金要求

	要 求	内 訳
J P 労組	年間 4.5月	妥結 年間4.40月+15,000円+ 夏期2.15月+15,000円
林野労組	夏期 2.125月	妥結 2.125月
全印刷	年間 6.00月	妥結 夏期2.25月
全造幣	年間 5.00月	妥結 夏期2.25月

## 独立行政法人等の見直しの取組みについて

### 1 . 独立行政法人整理合理化計画への対応について

政府は、2007年12月24日、廃止・民営化6法人、統合対象16法人、非公務員化2法人、

事務・事業の見直し222項目などからなる独立行政法人整理合理化計画を閣議決定しました。

国営関係部会は、この間、公務労協内に設置されている「行革・雇用問題対策連絡会議」において、印刷事業、造幣事業は今後ともこれまでの経過に基づく対応となるよう対策を進め、その方向で整理がされました。

一方、民主党は、「独立行政法人及び特殊法人の廃止、民営化等の推進に関する法律案」を策定したものの、他の野党・会派の賛同が得られず法案提出を見送っています。

なお、同法案に関し2007年10月12日に実施した要請に基づく個別法人の見直しに係わる協議が進んでいないことなど今後の対応に問題を残しています。

地方分権推進会議は、2007年5月30日に策定した「基本的な考え方」に基づき検討を進め、11月16日に「中間的な取りまとめ」を公表しました。その方向は、地方が主役の国づくり、法制的な仕組みの見直し、個別行政分野・事務事業の抜本的見直し・検討等となっています。

国営関係部会は、公務労協内に設置されている「国の出先機関等見直し対策委員会」の基本的考え方（国民生活の安定と向上、国と地方の役割のあり方及び雇用問題等）に基づき対策を進めてきてきました。

また、民主党内においても「霞が関の解体・再編と地域主権の確立」（分権調査会役員会案）の取りまとめが行われています。

今後とも「国と地方のあり方」、「事務・事業のあり方」等について検討を加え、対策を進めて行く必要があります。

国家公務員制度改革基本法案は、6月6日に参議院本会議において可決・成立しました。

その後の公務労協対策本部会議において、基本法に係わる到達点を踏まえ、新たに設置される基本法12条についての検討機関において、連合との連携のもと、法制上の措置3年以内と実施時期5年以内について可能な限り早期化をめざすとともに、非現業公務員の協約締結権の検討及び公務における労使関係の改革に係わる諸課題への対応をはかることとしています。

また、今後の協約締結権のもとでの交渉形態等について、学識経験者も含めた「公務・公共部門の団体交渉制度の在り方に関する研究会」において検討を進めています。

この問題は、現状、国営関係部会各組における団体交渉権とも密接な関係があり、今後とも議論を深めつつ対策を進めて行くこととします。

## 2009年度の取組み課題

## 1．制度・政策、経営形態等に関わる取組み

(1) 連合が進める「労働を中心とした福祉型社会」の実現に向け、「STOP! THE 格差社会」キャンペーン及び政策・制度実現の取組みを進めます。

また、一昨年、連合と民主党と交わした「ともに生きる社会をつくる」共同宣言の具体化等に向け、取組みを進めます。

(2) この間における政治状況の変化、国として進めている行政改革、独立行政法人改革、地方分権の推進等は、今後の国営関係部会構成組織の経営形態問題等とも密接に連動する課題であり、引き続き公務労協における各種対策委員会における取組み等と連動させながら、国営関係部会としても内部的な対策の検討を行いつつその取組みを進めます。

特に、公共サービス基本法制定、公務員制度・労働基本権確立、総人件費改革・行政改革・独立行政法人改革、地方分権改革・国の出先機関の見直し等については、国営関係部会各組合の実情等に基づき各種対策を進めます。

## 2．2009春季生活闘争の取組み

(1) 連合は、「格差拡大を阻止し、労働を中心とする福祉型社会の流れをつくる」ことを目標に、賃金改善、労働時間短縮を含めた働き方の改善に向け闘いを進めるとしています。

なお、具体的な要求などについては、11月開催の春闘討論集会以降、対策を進めていくこととしています。

(2) 国営関係部会は、連合の基本方針の検討・決定等を見定め、公務労協における基本方針を踏まえ、「国営関係労働者の生活を維持・改善する実質賃金の引き上げ」を目指すこととし、具体的には来春の代表者会議において、国営関係部会の方針を提案することとします。

なお、今後とも、これまでの歴史的な取組みの経過も踏まえ、統一要求を組織し、団体交渉による解決を基本とします。

また、総合的労働条件改善要求についても統一对応を基本に検討を進めます。

(3) 公務労協として対策を進めてきている「新たな高齢雇用施策の確立」や「退職手当の支給のあり方」等についても、これまで同様、労働条件委員会における議論も積み重ねつつ対策を進めます。

また、物価高騰からその改善が求められている、通勤手当、寒冷地手当等や時間外割増率の改善、公務労協として取組みを進めている非常勤職員の労働条件の改善等の取組みを進めます。

(4) 今年度の人事院勧告に関わる対応については、今年度からの適用に向け自主交渉を展開します。

なお、具体的な対策については、各組合の交渉の到達状況を踏まえ、11月上旬に改めて労働条件委員会において意思統一を図ることとします。

### 3．各組合の重要課題について

#### < 林野事業 >

日本の森林・林業・木材関連産業の現状は、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策に係わる森林整備を確実に推進する必要があること、また、国産材利用に係わり木材自給率が20%台となっている中で、利用促進に基づく振興が求められているなど課題が山積しています。

このような中であって、地球温暖化防止対策に向けた森林整備は、平成19年度から6年間で毎年55万 ha、計330万 ha の森林整備を行う必要があるとしているが、予算措置などの問題を含んでいます。

また、森林整備を推進するためには、林業労働者及び林業事業体の育成・確保が重要。そのため、山村地域における就労機会の拡大による定住の促進、雇用安定が必要であり「山村振興法」「森林・林業基本法」の具体化と「林業労働力の確保の促進に関する法律」の見直しを進めています。

国有林野事業については、緑資源機構の廃止に伴い、国有林野事業の一般会計化・独立行政法人化への検討について1年前倒しの方向が打ち出されましたが、第169通常国会における緑資源機構法廃止法案に対する「附帯決議」において「国自ら一般会計でにおいて管理経営を行うこと及びその実施時期を前倒ししないことも含め慎重に検討すること」とされたことから、「附帯決議」に基づき、その実現を求める取組みを行っています。

#### < 印刷事業 >

印刷局事業の長期的・安定的な事業基盤の確立を求めて「国の責任で持続可能な印刷局事業の確立」と「質の高い事業水準確立をディーセントワークと人への投資で実現しよう」をメインスローガンとして、対外的および組織内キャンペーンの運動を展開していくこととします。

「印刷局事業の質」を支える働き方の質を高めるための取組みとして、労働組合の原点に立ち返った視点を重視した運動を取り組んでいきます。

具体的には、第1期中期期間における効率化優先や人員削減等に伴う労働条件への影響を総点検し、すべての職場においてディーセントワーク実現を求めていく中で労働条件確保の取組みを進めていきます。

私たちは、現状の貧困と格差拡大社会に歯止めをかけ、すべての企業・職場において

ディーセントワークを実現する中から、労働を中心とする福祉社会をめざしていきます。

また、公正・安全・安心な社会の基礎をなす「公共サービス」を国の責任において確立させることを求める「公共サービス基本法案」の成立をめざす取組みを強めます。

### <造幣事業>

昨年12月24日に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」において、造幣局は「通貨製造の特殊性をふまえ、国が関与する独立した運営を行う組織」として、現行の独立行政法人（公務員型）として継続することになりました。しかし、政府の行政減量・効率化有識者会議や政策評価・独立行政法人評価委員会などにおいて、事務・事業の見直しや保有資産の売却など、造幣事業の根幹に関わる問題が継続して議論されています。

一方、造幣局は、本年度から第2期中期計画が始まり、計画どおり順調に事業運営を進めていますが、第1期中期計画に引き続いて、一般職国家公務員以上の人員削減が行われています。その結果、各職場において新規採用者が少なく、造幣局が長年にわたって培ってきた高度な技術・技能の継承が難しくなっています。

私たちは、引き続き組合員の雇用と身分、労働条件の確保に全力をあげていくとともに、造幣局の現行体制の維持を基本に、高度な技術・技能の継承のための人材確保や造幣事業の安定・発展に向けて取組みを強化していくこととします。

### <郵政事業>

2007年10月1日、日本郵政公社は、持株会社である「日本郵政株式会社」、郵便事業を担う「郵便事業会社」、貯金事業を担う「ゆうちょ銀行」、保険事業を担う「かんぽ生保」、そして各社の代理店業務として郵便局ネットワーク事業を担う「郵便局会社」の5社に分割・民営化されました。

私たちは、この分割・民営化に際し、これまでの労働条件を下回ることにないように新たな労働協約の締結に向け交渉を重ね、各社と雇用安定化を加えた新たな労働協約を締結することができました。

しかし今後は、各社が業種の異なる民間企業として、他企業との競合激化および民営化に伴う新たな税負担等を乗り越えて、利益を生み出していくことが求められます。そこで、危惧される競争力アップに名を借りた「安易な経費（人件費）削減」や「労働条件の引き下げ」、また「基本的労働条件が会社ごとにばらばらにされる」ことを許さない、郵政グループ全体にわたる労働条件の底上げにむけた対応が重要となります。

## 4．国営関係部会の運営等について

- (1) 今後の国営関係部会の運営については、これまでの議論経過を踏まえ、「国営関係部会運営要綱」に基づき進めます。
- (2) 各種取組みを進めるにあたり、情報交換・意思統一の場として、代表者会議、委員長会議、企画調整会議等も計画的に開催します。
- (3) 公務労協として検討を進めている「組織検討委員会報告の具体化運営等について」も、国営関係部会の今後の運営のあり方にも係わる課題であり、その対策について検討・議論を進めます。